

総合政策課会計年度任用職員募集要項

【募集受付期間】

令和6年2月10日（土曜日）から採用予定者が決定するまで

上記期間内で、市役所開庁日の8時30分から17時15分までの間に、募集申込書（指定の様式）を総合政策課行革・DX推進係へ持参又は郵送で提出してください。

また、募集申込書と一緒に、住民票の写し（応募月の前月以降に取得したものに限り、）及び①志望動機、②自身の経験や能力を活かし、どのように活動を行いたいのか、③ボランティア経験・地域活動経験（過去に地域おこし協力隊として活動していた場合はその活動を含みます。）④自己PR等、の四点について記載した書類（任意の様式で可）を提出してください。

※郵送による申込の場合、市役所に申込書が届いた時点で採用予定者が既に決定しているときは、受付を行いません。

※応募書類の返却はしません。

【採用予定数】

1人

【選考方法】

書類及び面接による選考を行います。

面接日は、書類選考ののち、応募者と協議の上決定します。

【選考結果の通知】

面接後、上記の選考結果を郵送で通知します。

【応募条件等】

次に掲げる地方公務員法第16条各号の規定に該当する方は、応募することができません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・荒尾市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

その他応募に当たって必要な資格、免許、経験等は、次のとおりです。

- ・**応募時点で、三大都市圏又は三大都市圏以外の政令指定都市（過疎地等の条**

件不利地域以外) に在住し、採用決定後に荒尾市に住民票を異動して居住できること(再度の任用の場合は除く)。

- ・地域住民とコミュニケーションが取れ、積極的に地域活動ができること。
- ・地域おこし協力隊の活動期間終了後も荒尾市に定住し、就業しようとする意欲を持っていること。
- ・パソコンの一般的な操作(ワード、エクセル、パワーポイント、メール、インターネット、SNS等)ができること。
- ・普通自動車免許(AT限定可)

【職名及び職務内容】

職名：地域おこし協力隊

職務内容：情報格差(デジタルデバイド)の解消として、荒尾市内の各施設におけるスマートフォン教室の企画、運営及び地域で活躍する地域デジタル推進員育成に関する検討など

【任用期間】

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※令和6年4月1日以降に採用が決定した場合は、採用予定者と協議の上採用日を決定します。

※勤務成績が良好な場合は、任用期間終了後、再度の任用を行うことがあります。ただし、初めての任用日から通算して3年を超えることはできません。

【条件付採用期間】

上記任用期間のうち、採用されてから1月(採用後1月の勤務日数が15日に満たない場合は、勤務日数が15日に達する日まで)は、条件付採用期間となります。条件付採用期間を良好な成績で勤務した場合に、正式採用となります。

【勤務日及び休日】

勤務日：火曜日から金曜日までの週4日

休日：月曜日、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

※ただし、業務の都合により休日に勤務を命じる場合があります。

【勤務時間】

9時から17時まで 1日7時間勤務

(休憩時間は、12時から13時までの60分)

※ただし、業務の都合により、上記時間以外の時間に勤務を命じる場合や勤務時間の割り振りの変更（始業又は終業時間の変更）を行う場合があります。

【勤務場所】

荒尾市宮内出目390番地 荒尾市役所 総務部 総合政策課

【報酬等】

月額 167,277円～172,263円 毎月21日支払い

また、上記報酬以外に、会計年度任用職員に関する条例等の定めるところにより、支給要件を満たす場合に、時間外勤務報酬、期末手当、通勤費等が支給されます。

その他荒尾市地域おこし協力隊補助金交付要綱に基づき、家賃に対する補助金が支給されます。

※欠勤等があった場合は、その分の報酬を減額します。

※人事院勧告等により報酬の改定があった場合は、金額が変更される場合があります。

※通勤費は、通勤距離が片道2km以上の場合に限ります。

【休暇】

任用期間に応じて、任用時に有給休暇が付与されます。また、荒尾市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところにより、特別休暇（忌引休暇、産休等）が取得できます。

【服務】

信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限等の地方公務員法に規定する服務に関する規定が適用されます。

【社会保険】

健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

※所定勤務時間等の状況により、社会保険の加入要件を満たさない場合は、適用がありません。

【公務災害補償】

公務上の傷病については、荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところにより補償されます。

【問い合わせ先】

〒864-8686

荒尾市役所 総務部 総合政策課 行革・DX推進係

電話 0968-57-7184